

令和7年3月 農業委員会総会

令和7年3月6日（木）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 1番 | 宮田 | 早苗 | 6番 | 相京 | 文夫 |
| 2番 | 京増 | 孝一 | 7番 | 木我 | 恭子 |
| 3番 | 飯田 | 隆男 | 8番 | 石橋 | 義弘 |
| 5番 | 石渡 | 潤一 | | | |

<農地利用最適化推進委員>

| | | | |
|----|----|----|----|
| 竹尾 | 謙一 | 篠原 | 庄一 |
| 斉藤 | 孝壹 | 大塚 | 浩 |
| 小坂 | 和男 | 小島 | 儀彦 |

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

- | | | |
|--------|-------|--------------------------------------|
| 4. 議 題 | 第1号議案 | 農用地利用集積計画について （期限前更新及び新規） |
| | 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更 承認申請について（1件） |
| | 第3号議案 | 農地法第5条許可申請について（1件） |
| | 第4号議案 | 令和7年度標準農業労賃額（案）について |

酒々井町農業委員会総会会議録

令和7年3月6日（木）

古川事務局長 ただいまから令和7年3月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

飯田会長 2月に案件がありませんでしたので2ヶ月ぶりの総会となります。本日も慎重審議よろしく申し上げます。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、7名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、5番 石渡潤一委員、6番 相京文夫委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案4件その他となりますので、よろしく申し上げます。

飯田議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 期限前更新及び新規について、事務局より説明願います。

鵜澤副主査 第1号議案 農用地利用集積計画 期限前更新及び新規について説明させていただきます。本日お配りした資料をご覧ください。はじめに、農用地利用集積計画 期限前更新について説明させていただきます。既に承認された内容となりますので、一覧のみ配布します。重要な情報となる年齢・耕作面積・契約期間について記載してあります。その他の特記事項については備考欄に記載しています。契約期間については、異常に長い期間の事例はなく、ほぼ10年以下という結果でした。15年の事例がありましたが、こちらは借受

者からの了承が得られているとのこと。年齢について、一部高齢の方がいましたが、若い後継者がおり問題ないと思われ。耕作面積については、おおむね1ヘクタール以上の耕作実績が確認できました。当町での面積が少ない場合でも他市での実績が確認できました。以上のことから、基本的に問題のある案件はないと考えられます。続いて、農用地利用集積計画 新規設定について説明させていただきます。新規のため一覧と地図を配布しています。一覧の左に整理番号が振っており、地図の上にある番号と一致しています。更新と同様、重要な情報となる年齢・耕作面積・契約期間について記載してあります。その他の特記事項については備考欄に記載しています。更新と同様、契約期間については、異常に長い期間の事例はなく、ほぼ10年以下という結果でした。1名20年の事例がありましたが、こちらは同一住所の親族間の使用貸借のため問題ないと考えられます。年齢について、一部高齢の方がいましたが、若い後継者がおり問題ないと思われ。耕作面積については、全ての案件で1ヘクタール以上の耕作実績が確認できました。以上のことから、基本的に問題のある案件はないと考えられます。以上の期限前更新及び新規設定についてご確認いただき、意見がある場合は3月19日までに事務局まで連絡いただき、その上で書面決議とさせていただきます。なお、期限前更新及び新規設定とも、制度の終了前の3月中の日付での承認・告示を行い、利用集積による契約期間を引き延ばせるよう配慮したいと考えています。

古川 事務局長 事務局より説明がありましたとおり、本日配布した第1号議案 農用地利用集積計画 期限前更新及び新規一覧についてご確認いただき、意見がある場合は3月19日までに事務局までお願いします。その上で書面決議とさせていただきます。

飯田 議長 続いて、第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請及び第3号議案 農地法第5条許可申請について、同一事業となりますので事務局より併せて説明願います。

古川事務局長 第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請及び第3号議案 農地法第5条許可申請について併せて説明させていただきます。資料の2ページ・3ページをご覧ください。譲受人は〇〇〇〇〇です。譲渡人は本申請で1件が追加となり、当初許可26件に加えて合計27件となります。なお、本申請の譲渡人は既に死亡しており、登記名義人の相続人〇名が申請者となります。申請地は、本申請で上岩橋の田5筆計2,848㎡が計画に追加となり、当初許可と併せて97筆57,148㎡となります。建築計画については、本申請で5筆計2,848㎡が計画に追加されることから、主工場は当初計画の25,124㎡から32,835㎡に変更するとのことです。主工場付帯施設については当初計画から変更はありません。申請理由は、鉄道車両基地整備用地です。権利の種類は所有権移転です。立地基準については、本申請地は宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる市街化区域に近接する区域内の農地であることから、第2種農地(a)と判断しました。他法令関係は、都市計画法については、本申請は駅舎その他の鉄道の施設の建設を目的としており第29条第1項第3号の例外規定に合致することから開発許可申請は不要となっています。土地改良区除外精算については、本申請の5筆についても既に許可となっている92筆と同様に手続済みとなっています。また、鉄道事業法についても必要な手続き済みとなっているとのことです。位置については4ページの位置図、5ページの公図をご覧ください。また、本申請で追加となる5筆3カ所の農地の写真については6ページをご覧ください。土地利用計画図については7・8ページ、排水計画図については9ページをご覧ください。事業計画書については10から14ページをご覧ください。資力及び信用性については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工予定、令和11年3月31日完了予定です。造成計画については、周囲に道路を新設し、工場敷地内とフェンスで仕切った上で、敷地内は道路より2m低く造成を行い、人工地盤の上に工場を建設する予定とのことです。また、追加5筆の部分については主工場及び駐車場となる見込みとのことです。土地選定理由は、既に許可を受け工事を開始している区域に隣接した農

地5筆3カ所について地権者の相続人と取得の合意に至ったため、計画に追加し、施設の拡充を行うためとのことです。防災計画については、工事中は仮囲いを設置し第三者の進入を防止するとともに、工事後は施設にフェンスを設置するとのことです。また、工事車両を敷地内に駐車し周辺道路の通行に配慮するとのことです。周辺農地への被害防除対策については、本申請が許可された場合、周辺に農地が無くなるため該当ありません。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については京増委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

京増農業委員 本申請5筆の農地は、地権者の〇〇さんより売買の合意が得られなかったため当初許可時に除外された場所です。その後、地権者の〇〇〇〇さんが昨年末亡くなる前に〇〇〇〇〇へ売買することについて同意を得たとの話を聞いています。その後、〇〇〇〇さんがお亡くなりになり、現時点では相続が済んでいませんが〇〇〇〇〇さんの相続人〇名より同意書がいただけましたので、従前の許可地に本申請5筆を含めて車両基地建設計画を見直し追加申請を行うとのことで、特に問題は無いと思います。

飯田議長 続いて、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請人 入室>

飯田議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請人 〇〇〇〇〇〇〇課の〇〇と申します。

申請人 〇〇〇〇〇〇〇課の〇〇と申します。

申 請 人 ○○○○○○○課の○○と申します。

申 請 人 ○○○○○○○課の○○と申します。

申 請 人 ○○○○○○○課の○○と申します。

飯 田 議 長 今、提出されました農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請及び農地法第5条許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 人 はじめに、計画当初からの申請の経緯について説明させていただきます。○○○○○○車両基地建設の背景には、○○○○○のさらなる機能強化・○○○○○○○等による○○○○○を目的とした鉄道利用者の増加が見込まれるという事情が挙げられます。その上で、車両の増加が見込まれ現在の車両基地容量では作業効率が悪いことから、今回の拡充工事の計画に至りました。これらの経緯を経て、輸送の安全確保・利用者の利益の保護・適正且つ合理的な鉄道運営に資するため、農地法5条許可申請に至りました。令和6年1月25日、1度目の農地法第5条許可を受け現在1期工事を開始しており、今回2期工事实施のための追加での農地法5条許可申請となります。当初許可時に除外されていた計画地の隣接農地地権者との間で売買契約が成立したため、今回の申請に至りました。お配りした資料のA3図面で、許可済みとなっている1期部分はオレンジ色、本申請で追加許可を申請する2期工事部分は緑色で塗られています。追加申請部分の5筆3カ所については、車両基地の拡充及び社員用駐車場の建設を予定しています。

飯 田 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯 田 議 長 ○○方面から○○○○○○○方面へ抜ける踏切があると思いますが、地元の

方から、踏切を広げられないのかという意見を受けています。〇〇〇〇〇〇への抜け道として交通量が増えたため踏切が非常に狭いとの意見が多く出ています。

申 請 人 踏切の拡幅は前後道路の幅員との関係が関わってきます。前後道路が狭いと踏切を拡幅してもボトルネックとなり、問題解決の支障となる可能性があります。前後道路が絡むことから、酒々井町から正式に協議の依頼があれば今後協議していきたいと考えています。

竹尾推進委員 雨水排水は現状では〇〇〇〇〇〇〇の山の方から〇〇〇〇の下を通り〇〇地区へ入り〇〇〇へ抜けています。大雨の際に〇〇地区が頻繁に氾濫しております。〇〇〇地区から来る雨水も合流して一層氾濫するケースもあります。車両基地が完成した後、〇〇〇〇〇〇〇〇方面から来る雨水がどのように抜けるのか、車両基地でたまった雨水がどのように抜けるのかお聞きします。

申 請 人 〇〇〇〇〇〇〇〇から新設車両基地方面の低い方へ流れる雨水は道路下に新たに整備する雨水管に接続する予定です。車両基地に降った雨については、酒々井町との協議の結果、〇〇年に1度起こる大雨に対応出来る容量の〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇に設置することで計画がまとまりました。

飯 田 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請人 退室>

飯 田 議 長 それでは、これから採決を行います。採決については、議案ごとに行います。第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員ですので第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につきましては許可相当とすることに決定します。

飯田議長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員ですので第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定します。なお、第2号議案及び第3号議案については当初許可と合わせた合計面積が30aを超えるため、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので、意見回答を得た後、県に進達することとします。

飯田議長 次に、第4号議案 令和7年度標準農業労賃額（案）についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

古川事務局長 第4号議案 令和7年度標準農業労賃額（案）について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。平成26年度より当町も県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金額を採用することになり、一部改定が行われましたので併せて改定するものです。令和7年度標準農業労賃額（案）をご覧くださいと思います。作業品目の一番上の「水田作業一般（手作業）」は前年度と同様10,400円に、その下の「畑作業一般（手作業）」は、昨年9,500円から500円上がり10,000円に、「水田耕起」は昨年6,900円から300円上がり7,200円に、「水田代かき」は7,200円から400円上がり7,600円に、植付（田植機）は8,700円から500円上がり9,200円に、刈取脱穀のみ（コンバイン）は19,400円から1,200円上がり20,600円に、乾燥調整は3,300円から100円上がり3,400

円に、育苗は810円から90円上がり900円に、畦塗り（1mあたり・トラクター）は41円から1円上がり42円になっております。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石橋農業委員 他市でも同じように標準農業労賃額を制定・公表しているのですか。

藤澤副主査 はい。参考までに、近隣では〇〇市・〇〇市でも県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金額を採用しているとのことです。

飯田議長 他にないようですので、これから採決を行います。第4号議案 令和7年度標準農業労賃額（案）について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、事務局案のとおり決定します。

飯田議長 次に、その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

<その他>

飯田議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 4日の金曜日はいかがでしょう。

飯田議長 ただ今、4日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特
にないようなので、来月の総会は、4日の金曜日で決定させていただきます。
それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていた
だき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで3月の総会を閉会いたします。